

2024 年 12 月 4 日 全 14 頁

課税最低限「103 万円の壁」引上げによる 家計と財政への影響試算（第 3 版）

様々な物価・賃金指標を用いる案および住民税分離案を検証

金融調査部	主任研究員	是枝 俊悟
	研究員	平石 隆太
経済調査部	エコノミスト	山口 茜

[要約]

- 自由民主党・公明党・国民民主党の 3 党が「103 万円の壁」を引き上げることで合意した。「103 万円の壁」には所得税の課税最低限と、扶養控除等を受けられる上限年収の 2 つの意味がある。本レポートでは、このうち前者につき、あるべき姿を論じる。
- インフレ調整の観点からの所得税の課税最低限の引上げ率は、物価上昇率による 10%～15%が妥当（平均賃金上昇率による場合も同程度）と考えられる。この場合、政府の所得税の減収額は年 0.5～0.7 兆円、住民税の減収額は同 0.5～0.8 兆円、合計で同 1.0～1.6 兆円となる。家計は、本人年収 500 万円の世帯で所得税が年 1.0～1.5 万円、住民税が同 0.9～1.5 万円、合計で同 1.9～3.0 万円の減税となる。この程度であれば、インフレに伴う税收の上振れ分でカバーでき、代替財源は必要ないだろう。
- 仮に、所得税のみ課税最低限を引き上げ、住民税の課税最低限を維持すると、減税が比較的高所得の者に集中し、低所得者に厳しい税制となる。住民税も物価高により税收は上振れしている。住民税も物価上昇分程度の課税最低限の引上げを行い、国から地方への減収分の補填を行わない形とすることが妥当である。

[目次]

1. はじめに	…… 2 ページ
2. 課税最低限と所得税のインフレ調整	…… 2 ページ
3. 課税最低限引上げの際に想定される手法とその理論	…… 4 ページ
4. 課税最低限引上げの手法別の財政への影響試算	…… 8 ページ
5. 課税最低限引上げの手法別の家計への影響試算	……11 ページ
6. おわりに	……12 ページ
【参考】全ケースの家計への影響試算	……13 ページ

※ 扶養控除等を受けられる上限年収としての「103 万円の壁」のあり方については、是枝俊悟・山口茜「[学生の『103 万円の壁』撤廃による就業調整解消は実現可能で経済効果も大きい](#)」（大和総研レポート、2024 年 11 月 11 日）を参照。

1. はじめに

自由民主党・公明党・国民民主党の政策協議で主要な論点となっている「103 万円の壁」対策について、3 党は「103 万円の壁」を引き上げることで合意した。

「103 万円の壁」には所得税の課税最低限と、扶養控除・配偶者控除を受けられる上限年収という 2 つの意味がある。前者は所得税のインフレ調整の観点から、後者は就業調整を解消する観点から、それぞれ引上げを検討すべきである¹。本レポートでは、インフレ調整の観点からの課税最低限の引上げ率のあり方について論じ、家計および財政への影響を試算する。

2. 課税最低限と所得税のインフレ調整

所得税の課税最低限とは何か

単身、または税制上の扶養親族がいない給与所得者の場合、所得税の課税最低限は「基礎控除＋給与所得控除の最低額」によって算出される²。現行制度では、基礎控除額が 48 万円（本人の合計所得金額 2,400 万円以下の場合）、給与所得控除の最低額が 55 万円であるため、課税最低限が 103 万円となっている。

基礎控除の趣旨は、最低限の生活費に相当する部分については課税対象外とすることで最低限の所得を保障することにある。現行制度の基礎控除の所得控除額は、以下の図表 1 のように設定され、所得が高い者については逡減・消失する仕組みとなっている。

図表 1：基礎控除の所得控除額

条件	所得税	住民税
本人の合計所得金額が 2,400 万円以下	48 万円	43 万円
本人の合計所得金額が 2,400 万円超 2,450 万円以下	32 万円	29 万円
本人の合計所得金額が 2,450 万円超 2,500 万円以下	16 万円	15 万円
本人の合計所得金額が 2,500 万円超	控除なし（0 円）	

（出所）法令より大和総研作成

給与所得控除は給与所得者に対し認められている「勤務費用の概算控除額」や「他の所得との負担調整のための控除額」としての所得計算上の控除であり、図表 2 のように定められている。

給与収入が 55 万円以下である場合、全額が給与所得控除となり、給与所得はゼロとなる。55 万円超 162.5 万円以下である場合の控除額 55 万円が最低保証額として設定され、給与所得が

¹ 扶養控除等を受けられる上限年収としての「103 万円の壁」のあり方、および配偶者控除を受けられる上限年収としての「103 万円の壁」のあり方については、是枝俊悟・山口茜「[学生の『103 万円の壁』撤廃による就業調整解消は実現可能で経済効果も大きい](#)」（大和総研レポート、2024 年 11 月 11 日）を参照。

² このほか、社会保険料や生命保険料などの支払いがある場合などは、所得控除によって課税最低限が上がるが、これらの有無や金額は人によって異なるため、本レポートでは「課税最低限」の算出にこれらを考慮しない。

162.5 万円超 850 万円以下の範囲は給与収入に応じて控除額が逡増するが、給与収入が 850 万円超である場合は、控除額は上限の 195 万円となっている。

図表 2：給与所得控除の所得控除額（速算表）

収入金額	給与所得控除額
55 万円以下	全額
55 万円超 162.5 万円以下	55 万円
162.5 万円超 180 万円以下	収入金額 $\times$ 40% - 10 万円
180 万円超 360 万円以下	収入金額 $\times$ 30% + 8 万円
360 万円超 660 万円以下	収入金額 $\times$ 20% + 44 万円
660 万円超 850 万円以下	収入金額 $\times$ 10% + 110 万円
850 万円超	195 万円

（注）給与収入が 660 万円未満の場合は、所得税法別表第 5 によって計算するため、上記の速算表による控除額とは若干の違いが生じる。

（出所）法令より大和総研作成

所得税のインフレ調整（ブラケットクリープへの対応）を議論すべき時期に

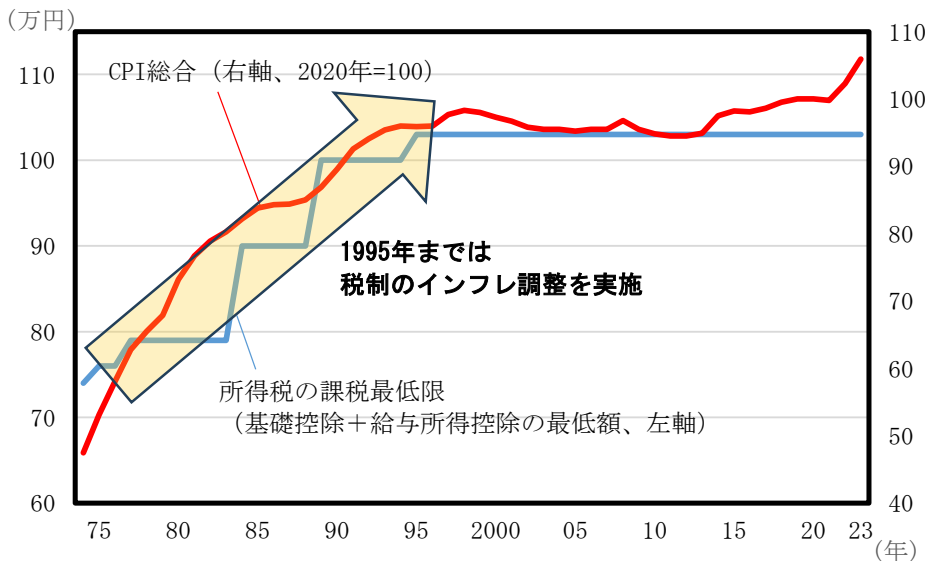
物価と賃金が同率で上昇した場合、所得税額がそれ以上の比率で増加し国民負担が高まる「ブラケットクリープ」と呼ばれる現象が生じる。その原因は、課税最低限やブラケット（各税率が適用される年間所得額）が名目の金額で固定されていることにある。

単純化のため、課税最低限を年 100 万円とし、それを超える所得に 20% の所得税が課される例を考える。この例では、年間 300 万円の所得がある A 氏が納める所得税は、40 万円（ $= (300 \text{ 万円} - 100 \text{ 万円}) \times 20\%$ ）で、可処分所得が 260 万円となる。物価と賃金がともに 10% 上昇した場合には、A 氏が納める所得税は 46 万円（ $= (330 \text{ 万円} - 100 \text{ 万円}) \times 20\%$ ）と 15% の増加となり、物価と賃金の上昇率を上回る。A 氏の可処分所得は 284 万円だが、物価が 1.1 倍になっていることを考慮すると、物価上昇を考慮した実質可処分所得は約 258 万円（ $\div 284 \text{ 万円} / 1.1$ ）と、物価上昇前の 260 万円より目減りしている。

ブラケットクリープには、物価上昇分だけ課税最低限を引き上げることで対応できる。上記の例で、課税最低限を 110 万円（ $= 100 \text{ 万円} \times 1.1$ ）に引上げれば、A 氏が納める所得税は 44 万円（ $= (330 \text{ 万円} - 110 \text{ 万円}) \times 20\%$ ）、可処分所得は 286 万円となる。実質可処分所得は 260 万円（ $= 286 \text{ 万円} / 1.1$ ）となり、物価上昇前と変わらないことになる。

日本はこれまでブラケットクリープに対応するため、物価がある程度上昇する度に、所得税の課税最低限を引き上げてきた（インフレ調整、図表 3）。直近、インフレ調整が行われたのは 1995 年で、その後はデフレの時代が続いたため課税最低限が据え置かれてきた。しかし近年は物価高が続き、2023 年の消費者物価上昇率（CPI 総合）は 1995 年対比 +10% となったため（2024 年 1～10 月平均では同 +14%）、そろそろブラケットクリープに対応するための課税最低限の引上げを議論すべき時期にある。

図表 3：所得税の課税最低限と消費者物価指数（CPI 総合）の推移



(出所) 総務省「消費者物価指数」および税法をもとに大和総研作成

3. 課税最低限引上げの際に想定される手法とその理論

基礎控除の引上げを中心とすることが考えられる

所得税の課税最低限は「基礎控除＋給与所得控除の最低額」によって構成されるため、課税最低限を引き上げる方法は、基礎控除の引上げ、給与所得控除の最低額の引上げ、これらの組み合わせなど複数の方法が考えられる。

昭和から平成初期にかけては、インフレに合わせて基礎控除も給与所得控除も引き上げられてきたが、2013 年以後は所得税の累進構造を回復させるため、それまで青天井であった給与所得控除に上限を設け、その上限を段階的に切り下げる改正が進められてきた³⁾。

2019 年には、働き方に中立な税制を構築する観点から、給与所得控除額（および公的年金等控除額）を 10 万円引き下げ、基礎控除額を 10 万円引き上げる改正が行われた⁴。

昭和から平成初期と同様の考え方を取るのであれば、基礎控除と給与所得控除の両方を引き上げることも考えられるが、この方法を取ると、近年の税制改革の流れに反することになる。

そこで本レポートでは、基礎控除の引上げを想定し、家計および財政への影響を試算した。なお、近年の「働き方に中立な税制の構築」の路線を引き継ぐ場合、基礎控除を引き上げる一方、その同額だけ給与所得控除の上限を引き下げるという方法も考えられる。この場合、中低所得者のみが減税、比較的所得の高い者の税額は現状維持となり、財政の減収額を抑える効果が得

³ 詳細は、是枝俊悟「[年収 1,000 万円前後の層に負担増が集中する](#)」（大和総研レポート、2014 年 1 月 28 日）を参照。

⁴ 詳細は、是枝俊悟「[2018年度税制改正で所得税はどう変わるか](#)」(大和総研レポート、2018年1月26日)を参照。

られる⁵。この点については、基礎控除の引上げ幅がある程度固まった段階でオプションとして検討するとよいだろう。

基礎控除を引き上げる場合は食料など一部品目ではなく「総合物価」を用いるのが適切

所得税の課税最低限の引上げ額の求め方は、現在の課税最低限の 103 万円を基礎とし、これに 1995 年対比での物価や賃金などの上昇率を乗じ、その差額を所得税の基礎控除の引上げ額とする方法が考えられる。

まず、物価指標を用いて課税最低限を引き上げる場合の考え方について述べる。

最低限の生活費や給与所得者の必要経費は、家計の平均的な生計費を表す CPI を反映して変動しやすい。そのため、公的年金や各種社会保障の給付額などの改定でも用いられる「CPI 総合」をもとに課税最低限を引き上げることが考えられる。

一方で、基礎控除の「最低限の生活費」を確保するという趣旨に鑑みると、生活必需品や食料品の価格上昇率を用いるべきとの考え方もあるようだ⁶。前述のように CPI 総合は 1995 年から 2023 年にかけて 10% 上昇したが、総務省「家計調査」における「基礎的支出」⁷品目の価格上昇率は同 21%、食料の価格上昇率は同 30% と高く（後掲図表 4 参照）、これらの比率で課税最低限を引き上げるべきとの意見もある。

しかし、勤労者世帯の消費支出のうち「基礎的支出」品目に充てられる割合は、世帯年収で下位 20% の低所得世帯に限っても 2023 年で 64%（世帯平均では 54%）にとどまる。食料に至っては同 27%（世帯平均では 26%）だ⁸。これらが、「最低限の生活費」を構成する物価として十分な代表性を持っているとは考え難い。

1960 年代においては、課税最低限を検討する際に年間所要食料費が算出されていた⁹。しかし、最終的な課税最低限を設定する際には、年間所要食料費をエンゲル係数（消費支出に占める食料費の割合）で割り戻した消費支出金額を参考にしていた。つまり、当時もあくまで食料は「最低限の生活費」を構成する一部として扱われていたことがわかる。

最低限の生活費としての食料や生活必需品に相当する「基礎的支出」品目の重要性は高いものの、低所得世帯に限ってもこれらの品目への支出が生計費全体を代表しているとは考え難い。課税最低限を引き上げる場合は、一部の品目の価格上昇率を参照するのではなく、CPI 総合の上昇率に基づいて引き上げることが妥当である。

⁵ 詳細は、是枝俊悟・平石隆太「課税最低限「103 万円の壁」引上げによる家計と財政への影響試算（第 2 版）」（大和総研レポート、2024 年 11 月 8 日）を参照。

⁶ 日本経済新聞「103 万円の壁、物価連動なら年収減 1 兆円 与党が税調総会」（2024 年 11 月 25 日）

⁷ 家計調査では、支出弾力性（総支出が増加した際に、その品目の支出額が増加する割合）が 1 を下回る品目を「基礎的支出」としている。

⁸ 総務省「家計調査」の総世帯ベースで、食料は用途分類による。

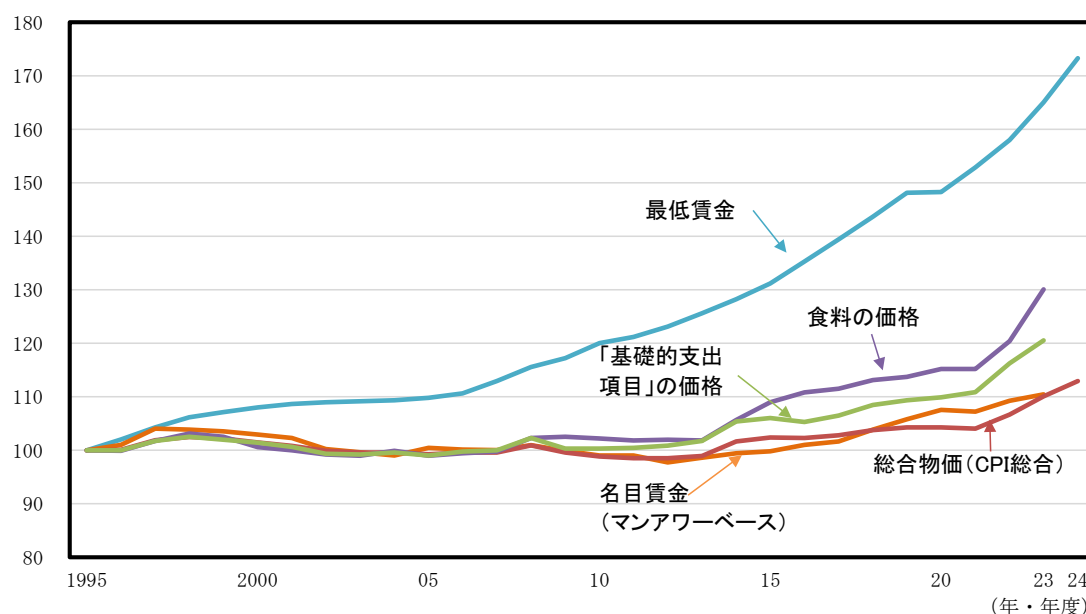
⁹ 税制調査会「昭和 39 年度の税制改正に関する臨時答申及びその審議の内容と経過の説明」（昭和 38 年 12 月）を参照。

平均賃金を参照しても、CPI 総合と同程度の引上げ率となる

賃金上昇率が物価上昇率を上回る場合（実質賃金上昇率がプラスの場合）、物価上昇率に基づく課税最低限の改定を行っても、理論上、国民の平均的な所得税率は上昇することとなる。このため、国民の平均的な所得税率を一定に保つ観点からは、賃金上昇率を用いて所得税のインフレ調整を行うことにも一定の合理性がある。

最低賃金は 1995 年度から 2024 年度までにかけて 73% 上昇しているが、平均賃金上昇率と大きく乖離している。最低賃金上昇率をもって全ての納税者に適用される課税最低限を引き上げるとは合理的でない（図表 4 参照）。

図表 4：1995 年以後の物価・賃金の指標の推移（1995 年・年度＝100）



（注）最低賃金のみ年度ベース、他は暦年ベース。最低賃金は全国加重平均値（2001 年度以前は日額を 8 時間で割って求めた）。名目賃金はサンプル替え等による影響を調整するため、1995 年の金額を基準に前年比で延長している。2024 年の総合物価は大和総研予測。「基礎的支出項目」の定義は本文参照。

（出所）厚生労働省「地域別最低賃金改定状況」、「毎月勤労統計調査」、総務省「消費者物価指数」等をもとに大和総研作成

国全体の平均賃金上昇率を示す指標には様々なものがあるが、例えば、景気循環による所定外労働時間の変動の影響を受けにくく、全規模・全産業の雇用者の平均給与等を表す指標として、厚生労働省「毎月勤労統計調査」に基づく「マンアワーベース（1 人 1 時間あたり）の現金給与総額」が挙げられる。この伸びは 1995 年から 2023 年にかけて +10% であり、CPI 総合とほぼ同程度である¹⁰。結局、1995 年から 2023 年にかけて実質賃金は伸びておらず、賃金面から国民の平均的な所得税率が自動的に上昇するという現象は生じていない¹¹。

¹⁰ 内閣府「国民経済計算」（いわゆる GDP 統計）のに基づく 1995 年から 2023 年のマンアワーベースの賃金・俸給の上昇率も 10% となった（2023 年は雇用者報酬の前年比で延長した推計値）。

¹¹ なお、名目賃金には従業員が負担する社会保険料が含まれているが、社会保険料は社会保険料控除によって

2024 年や 2025 年までの物価上昇分を織り込むことは考えられる

もし、所得税の課税最低限の引上げ率を 10%より高く設定するのであれば、実績として観測できる 2023 年までではなく、2024 年や 2025 年までの物価上昇分を織り込んで設定する方法が考えられる。大和総研では、1995 年対比の物価上昇率につき、2024 年の実績見通しは 13%（図表 4 参照）、これに 2025 年の上昇分を加味すると 15%程度と見込んでいる。

もっとも、この方法を採用した場合には、次に所得税の課税最低限を引き上げる際に参照すべき物価は、2024 年や 2025 年が起点となる。

住民税の基礎控除引上げ幅を所得税と異なる水準とすることも考えられる

地方財政への影響を抑えるために、所得税と住民税で異なる基礎控除の引上げ幅を用いる案、または、住民税では基礎控除を引き上げず所得税のみ基礎控除を引き上げる案も政府・与党内で検討されている模様である¹²。

これまで、地域社会の会費としての性格から、住民税は所得税より各種の所得控除額が少なく、課税最低限が低く設定されてきた。このため、所得税の基礎控除の引上げ幅を住民税よりも一定程度低く設定することには合理性がある。

もっとも、1970 年から 1995 年までにかけては、所得税よりも住民税の方がより頻繁に基礎控除が引き上げられており、所得税の基礎控除が引き上げられた際にはその同年度または翌年度¹³に必ず住民税の基礎控除は引き上げられてきた（図表 5 参照）。これは、所得税よりも住民税の方がより所得の低い者から課税されるので、所得税よりも細やかなインフレ調整が必要であるためと考えられる。

これまでの改正経緯や住民税の性質を踏まえると、所得税と住民税で基礎控除の引上げ幅を異なる水準とすることはあり得るとしても、所得税のみ基礎控除を引き上げ、住民税は基礎控除を維持することは合理的でないように考えられる。

なお、住民税には所得税と異なり、地域や世帯人数によっては、給与所得控除の最低額と基礎控除の合計額よりも高い「非課税限度額」が設定されている。これは、「低所得者層の負担を考慮し、生活保護基準額程度の所得の方をできるだけ非課税としようとする制度」¹⁴である。この「非課税限度額」は、東京都 23 区内などの 1 級地の単身世帯の場合は 100 万円であるため、住民税の課税最低限が 100 万円とされる（住民税の基礎控除額の 43 万円と給与所得控除額の最低額の 55 万円を足した、98 万円よりも多い）。

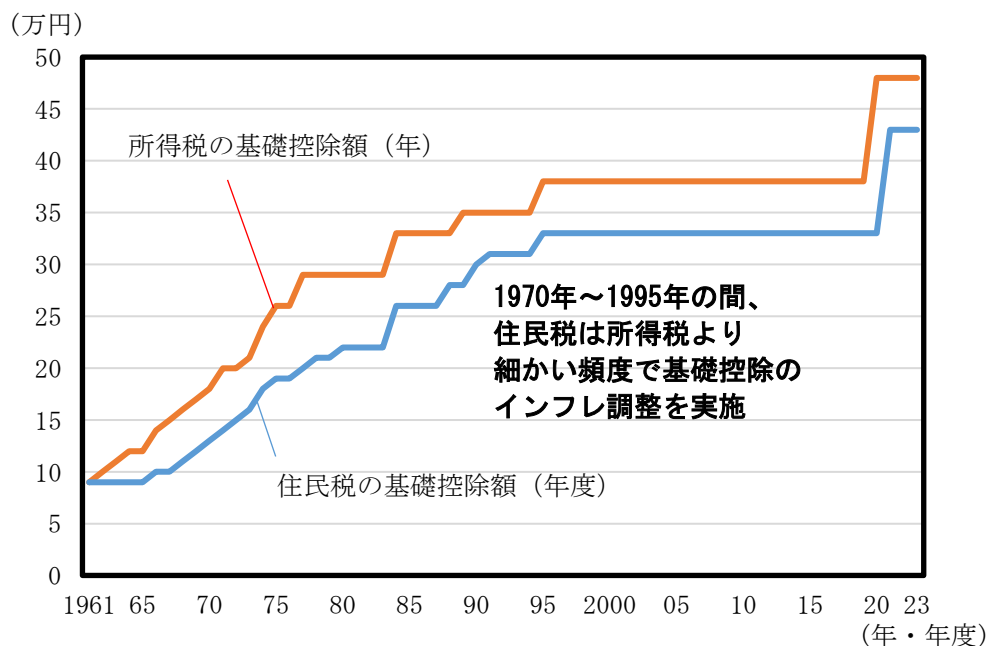
所得税の課税ベースから除かれている。このため、賃金を用いて所得税のインフレ調整を行う場合、「社会保険料控除後の名目賃金」をベースとすることが妥当である。

¹² 毎日新聞「年収 103 万円の壁：「103 万円」見直し、住民税除外 与党、所得税と分離案 減収懸念、地方に配慮」（2024 年 11 月 23 日）

¹³ 所得税が当年の所得に対して課税されるのに対し、住民税は前年の所得に対して課税される。このため、ある年に生じた所得から税制改正する場合、住民税の改正が適用されるのは所得税改正の翌年度からとなる。

¹⁴ 内閣府 税制調査会「総務省説明資料（個人住民税）」（2022 年 10 月 18 日）p. 14。

図表 5：所得税と住民税の基礎控除額の推移



(出所) 税法をもとに大和総研作成

4. 課税最低限引上げの手法別の財政への影響試算

所得税 4 通り × 住民税 4 通りの 16 通りを想定

以下では、課税最低限の引上げの手法別に財政への影響を試算する。

所得税の課税最低限の引上げ率としては、合理的と考えられる①10% (2023 年までの CPI 総合の上昇率)、②15% (2025 年までの CPI 総合の上昇率見通し) とした場合と、参考として、③30% (2023 年までの食料品価格の上昇率)、④73% (2024 年度までの最低賃金の上昇率) とした場合の 4 通りを設定した。いずれも現在の課税最低限の 103 万円を基礎とし、これに 1995 年(度) 対比での物価や賃金などの上昇率を乗じ、その差額を所得税の基礎控除の引上げ額とした。

住民税の課税最低限の引上げ方としては、合理的と考えられる A：同幅引上げ、B：同率引上げ、C：現行の基礎控除額の比率で引上げ、および、参考として、D：引上げなし、の 4 通りを設定した。ここでは、住民税の課税最低限につき、地域や世帯構成により「非課税限度額」を考慮しない、基礎控除と給与所得控除の最低額の合計である 98 万円を基礎とした¹⁵。その上で、それぞれ図表 6 に示した考え方により、引上げ後の住民税の課税最低限を求め、その差額を住民税の基礎控除の引上げ額とした。

¹⁵ 本レポートでは、非課税限度額の変動により住民税所得割や均等割が非課税になる者が生じることによる影響は試算していない。

図表 6：住民税の課税最低限の引上げ方

A	同幅引上げ	住民税も所得税と同額を引上げる考え方
B	課税最低限 同率引上げ	所得税は 103 万円から X%、住民税も 98 万円（43 万円+55 万円）から X%、と同率で引上げる考え方
C	基礎控除額 同率引上げ	所得税の基礎控除引上げ額を先に決定し、住民税の基礎控除額の引上げ率を所得税の基礎控除引上げ率と同率とする考え方
D	(参考) 引上げなし	住民税の課税最低限は引上げずに、維持する考え方

(出所) 大和総研作成

所得税の課税最低限の引上げ率として 4 通り、住民税の課税最低限の引上げ方として 4 通りを設定したため、住民税の基礎控除額は（結果的に同額となるものを含め）4 通り×4 通り＝16 通りのパターンがあり、それぞれ、次の図表 7 の通りとなる。

図表 7：16 通りの考え方の引上げ後の所得税と住民税の基礎控除額（万円）

所得税の課税最低限 引上げの基準	引上げ率	引上げ後の 所得税の課 税最低限	引上げ後の 所得税の基 礎控除額	引上げ後の住民税の基礎控除額			
				A:同幅 引上げ	B:課税最低 限同率 引上げ	C:基礎控除 額同率 引上げ	D:引上げ なし(参考)
現行制度	—	103	48	43	43	43	43
①総合物価(2023年まで)	10%	113	58	53	53	52	43
②総合物価(2025年まで)	16%	118	63	58	57	56	43
③食料の物価(参考)	30%	134	79	74	72	71	43
④最低賃金(参考)	73%	178	123	118	114	110	43

(注) 所得税の課税最低限は「基礎控除+給与所得控除の最低限(55 万円)」で算出。赤枠で囲った部分が、合理的と考えられる引上げ方法である。

(出所) 大和総研作成

合理的な方法であれば国・地方を合わせて年 1.0 兆円～1.6 兆円の減収

16 通りの考え方の所得税・住民税の財政減収額の試算結果は、次の図表 8 に示される。

合理的な課税最低限の引上げと考えられる、所得税につき①(10%)または②(15%)、住民税につき A～C の考え方をういた際の所得税の減収額は 0.5～0.7 兆円、住民税の減収額は 0.5～0.8 兆円、合計で 1.0～1.6 兆円の規模となった(図表 8 の赤枠部分)。この程度の規模の減収であれば、インフレに伴う税収の上振れ分(物価上昇率以上に税収が増加した分¹⁶⁾でカバーできるため、代替財源としての他の税目の増税や歳出削減などは必要ないだろう¹⁷⁾。

¹⁶⁾ インフレが起きると政府が公共事業を行う際の調達価格も物価上昇率見合いで上昇するため、インフレ調整として財源措置なしに課税最低限を引上げられるのは、物価上昇率以上に税収が増加した部分に限られる。

¹⁷⁾ もっとも、プライマリーバランスを改善するための施策は別途求められる。

図表 8 : 16 通りの考え方別の所得税・住民税の減収額の試算結果（兆円）

所得税の課税最低限 引上げ率	所得税 減収額 (A～D共通)	住民税減収額				合計減収額			
		A:同幅 引上げ	B:課税最 低限同率 引上げ	C:基礎控 除額同率 引上げ	D:引上げ なし	A:同幅 引上げ	B:課税最 低限同率 引上げ	C:基礎控 除額同率 引上げ	D:引上げ なし(参 考)
①10%	0.5	0.6	0.6	0.5	0.0	1.1	1.1	1.0	0.5
②15%	0.7	0.8	0.8	0.7	0.0	1.6	1.5	1.5	0.7
③30%(参考)	1.4	1.7	1.6	1.5	0.0	3.1	3.0	2.9	1.4
④73%(参考)	3.3	4.0	3.8	3.5	0.0	7.3	7.0	6.8	3.3

(注) 現行制度における基礎控除対象外の者（合計所得金額 2,500 万円超の者）は基礎控除引上げの対象外、住民税の非課税限度額は現状維持と仮定した。赤枠で囲った部分が、合理的と考えられる引上げ方法である。表示単位未満四捨五入。

(出所) 総務省「令和 5 年度 市町村税課税状況等の調」をもとに大和総研作成

仮に、国民民主党の主張通り、所得税の課税最低限を④73%引上げ、A：住民税も同幅引上げを行ったとすると、所得税の減収額は 3.3 兆円、住民税の減収額は 4.0 兆円、合計で 7.3 兆円となる。これは、インフレに伴う税収の上振れ分（上記 1.0～1.6 兆円）を差し引いても 5.7～6.3 兆円の大規模な減税であり、消費税率を 8%から 10%に上げた際の増収額（5.6 兆円）に匹敵する規模となる。

2012 年に当時与党であった民主党は、当時野党であった自由民主党・公明党との 3 党合意の下、消費税率を 5%から 10%まで引上げて社会保障の安定財源を確保する社会保障・税一体改革関連法を成立させた。

もし国民民主党が所得税・住民税の 7.3 兆円規模（インフレによる上振れ分を除いても 5.7～6.3 兆円）の減税を主張し続けるのであれば、社会保障・税一体改革をどのように再評価し、社会保障の安定財源をどのように確保するのか、財政の全体像を示す必要があるだろう¹⁸。

なお、所得税・住民税トータルの減収規模を抑えつつ所得税の課税最低限の引上げ幅を大きくする方法としては、所得税の課税最低限を③30%引上げとし、住民税の課税最低限は D:引上げなしとすることも考えられる。この場合は所得税のみが 1.4 兆円の減収となり、地方財政に影響を及ぼさないことにはなる。しかし一方で、物価が上昇しているにもかかわらず住民税の課税最低限が低いまま放置されることから、低所得者に厳しい税制となる。

住民税においてもブラケットクリープにより税収は上振れしている状況であるため、物価上昇分程度の課税最低限の引上げであれば、国から地方への減収分の補填は不要であろう¹⁹。

¹⁸ 国民民主党は、「税収の上振れや予算の使い残し、外国為替資金特別国会（外為特会）の剰余金を充てると説明する」（2024 年 11 月 13 日付日本経済新聞朝刊 5 面）が、税収の上振れや予算の使い残しを考慮した決算ベースでも基礎的財政収支は赤字であるし、外為特会の剰余金は為替介入の結果として生じたものであり、安定的な財源ではない。

¹⁹ もっとも、累進税率の所得税と比べ、住民税は一律税率であるため、インフレによる税収の上振れが比較的小さい。この点を踏まえて、住民税の基礎控除額の引き上げ幅を所得税よりも抑える余地がある。

5. 課税最低限引上げの手法別の家計への影響試算

本レポートでは、課税最低限の引上げによる家計への影響を試算した。課税最低限の引上げの手法は、財政への影響試算と同様に 16 通り（所得税 4 通り×住民税 4 通り）を設定した。

世帯構成は単身世帯または配偶者控除の適用のない共働き世帯（子どもは扶養控除の対象としない 16 歳未満）とし、影響試算を行う際の本人年収は、国民民主党の試算に合わせて、200 万円、300 万円、500 万円、600 万円、800 万円、1,000 万円の 6 ケースを設定した（全てのケースの試算結果は巻末に掲載した）。

合理的な方法であれば年収 500 万円で年 1.9～3.0 万円の減税

図表 9 は、合理的な課税最低限の引上げと考えられる、所得税につき①(10%)または②(15%)、住民税につき A～C の考え方をういた際の家計の減税額であり、本人年収 500 万円の場合に所得税が 1.0～1.5 万円、住民税が 0.9～1.5 万円、計 1.9～3.0 万円の減税となる。所得税は累進税率のため所得が高い者ほど減税額が大きくなるが、住民税は一律 10%の税率であるため、引上げ後も課税最低限を上回る者については所得によらず減税額は同額となる。

図表 9：合理的な方法を用いた場合の家計の所得税・住民税の減税額の試算結果（万円）

本人年収(万円)		200	300	500	600	800	1,000
①10% 引上げ	所得税減税額	0.5	0.5	1.0	1.0	2.0	2.0
	住民税減税額	0.9～1.0	0.9～1.0	0.9～1.0	0.9～1.0	0.9～1.0	0.9～1.0
	計	1.4～1.5	1.4～1.5	1.9～2.0	1.9～2.0	2.9～3.0	2.9～3.0
②15% 引上げ	所得税減税額	0.8	0.8	1.5	1.5	3.1	3.1
	住民税減税額	1.3～1.5	1.3～1.5	1.3～1.5	1.3～1.5	1.3～1.5	1.3～1.5
	計	2.1～2.3	2.1～2.3	2.8～3.0	2.8～3.0	4.4～4.6	4.4～4.6

(注) 単身世帯または配偶者控除適用のない共働き世帯（子どもは 16 歳未満）の給与所得者を想定した。表示単位未満四捨五入。

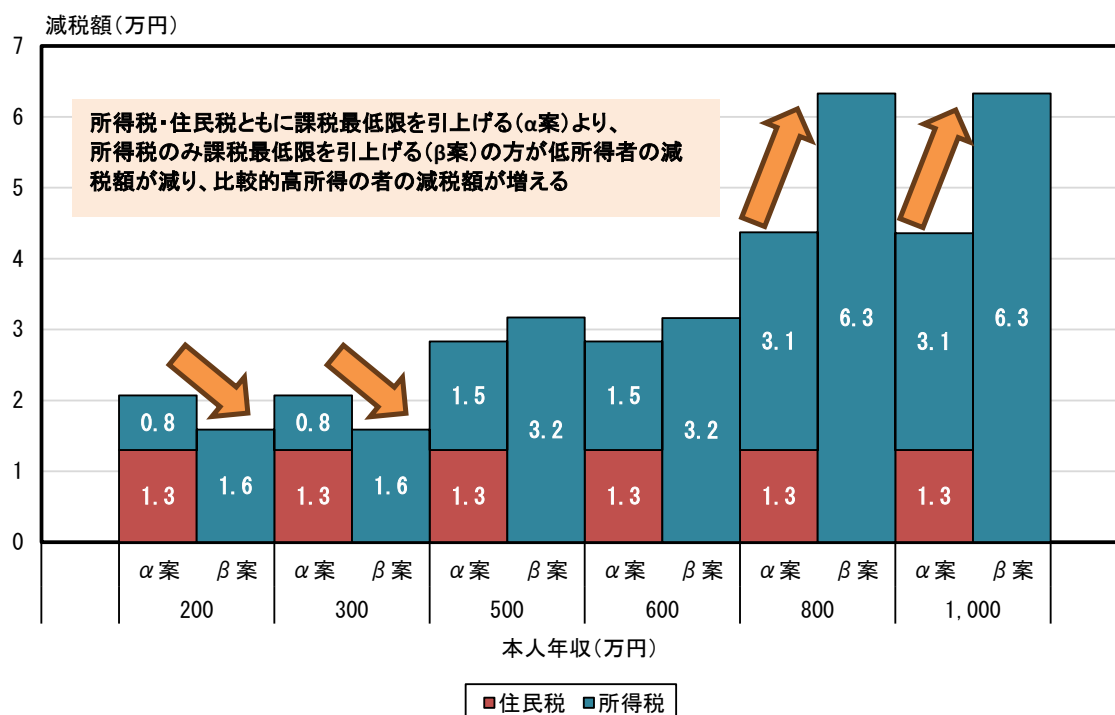
(出所) 法令等をもとに大和総研作成

所得税のみ課税最低限引上げの場合、減税は高所得者に集中する

議論の参考として、同程度の減収規模で、所得税と住民税ともに課税最低限を引き上げる案と、所得税のみ課税最低限を引き上げる案につき、家計の減税額を比較したものが図表 10 である。

図表 10 を見ると、所得税・住民税ともに課税最低限を引き上げるより、所得税のみ課税最低限を引き上げる方が、低所得者の減税額が減り、比較的高所得者の減税額が増えることがわかる。所得税のみ課税最低限を引き上げると、減税が比較的高所得の者に集中し、低所得者に厳しい税制となり、課税最低限の引上げ方として適切でないことがわかる。

図表 10：所得税・住民税ともに引上げと、所得税のみ引上げの比較（万円）



(注) α案は、所得税の課税最低限の引上げ率を②15%とし、住民税につきC:基礎控除額同率引上げとした場合(1.5兆円減収)、β案は、所得税の課税最低限の引上げ率を③30%とし、住民税につきD:引上げなしとした場合(1.4兆円減収)である。

(出所) 総務省「令和5年度 市町村税課税状況等の調」をもとに大和総研作成

6. おわりに

インフレ調整の観点からの所得税の課税最低限の引上げ率は、物価上昇率による10%～15%が妥当(平均賃金上昇率による場合も同程度)と考えられる。これまでの改正経緯や住民税の性質を踏まえると、所得税と住民税で基礎控除額の引上げ幅を異なる水準とすることはあり得るとしても、所得税のみ基礎控除額を引き上げ、住民税は基礎控除額を維持することは合理的ではないと考えられる。

これらを踏まえ合理的な課税最低限の引上げを行う場合、所得税の減収額は年0.5～0.7兆円、住民税の減収額は同0.5～0.8兆円、合計で同1.0～1.6兆円の規模となる。この程度の規模の減収であれば、物価高に伴う税収の上振れ分(物価上昇率以上に税収が増加した分)でカバーでき、代替財源としての他の税目の増税や歳出削減などは必要ないと考えられる。この場合の家計への影響は、本人年収500万円の場合に所得税が年1.0～1.5万円、住民税が同0.9～1.5万円、合計で同1.9～3.0万円の減税となる。

仮に、所得税のみ課税最低限を引き上げる形とすると、減税が比較的高所得の者に集中し、低所得者に厳しい税制となり、課税最低限の引上げ方として適切でない。住民税も物価高により税収は上振れている。住民税も物価上昇分程度の課税最低限の引上げを行い、国から地方への減収分の補填を行わない形とすることが妥当である。

もし国民民主党が所得税・住民税の7.3兆円規模（インフレによる上振れ分を除いても5.7～6.3兆円）の減税を主張し続けるのであれば、社会保障・税一体改革をどのように再評価し、社会保障の安定財源をどのように確保するのか、財政の全体像を示す必要があるだろう。

政府および国会において課税最低限の引上げを検討する際には、財政への影響や所得再分配のあり方などを含めた「あるべき姿」を見据えて、大局的な議論をもとにした政策決定が望まれる。

【参考】全ケースの家計への影響試算

参考図表1：①所得税課税最低限10%（10万円）引上げの家計の減税額（万円）

本人年収(万円)		200	300	500	600	800	1,000
所得税減税額(A～D共通)		0.5	0.5	1.0	1.0	2.0	2.0
住民税減税額	A:同幅引上げ	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
	B:課税最低限同率引上げ	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
	C:基礎控除額同率引上げ	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9
	D:引上げなし	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計減税額	A:同幅引上げ	1.5	1.5	2.0	2.0	3.0	3.0
	B:課税最低限同率引上げ	1.5	1.5	2.0	2.0	3.0	3.0
	C:基礎控除額同率引上げ	1.4	1.4	1.9	1.9	2.9	2.9
	D:引上げなし	0.5	0.5	1.0	1.0	2.0	2.0

(注) 単身世帯または配偶者控除適用のない共働き世帯（子どもは16歳未満）の給与所得者を想定した。表示単位未満四捨五入。

(出所) 法令等をもとに大和総研作成

参考図表2：②所得税課税最低限15%（15万円）引上げの家計の減税額（万円）

本人年収(万円)		200	300	500	600	800	1,000
所得税減税額(A～D共通)		0.8	0.8	1.5	1.5	3.1	3.1
住民税減税額	A:同幅引上げ	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
	B:課税最低限同率引上げ	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4
	C:基礎控除額同率引上げ	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3
	D:引上げなし	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計減税額	A:同幅引上げ	2.3	2.3	3.0	3.0	4.6	4.6
	B:課税最低限同率引上げ	2.2	2.2	2.9	2.9	4.5	4.5
	C:基礎控除額同率引上げ	2.1	2.1	2.8	2.8	4.4	4.4
	D:引上げなし	0.8	0.8	1.5	1.5	3.1	3.1

(注) 単身世帯または配偶者控除適用のない共働き世帯（子どもは16歳未満）の給与所得者を想定した。表示単位未満四捨五入。

(出所) 法令等をもとに大和総研作成

参考図表 3 : ③所得税課税最低限 30% (31 万円) 引上げの家計の減税額 (万円)

本人年収(万円)		200	300	500	600	800	1,000
所得税減税額(A～D共通)		1.6	1.6	3.2	3.2	6.3	6.3
住民税 減税額	A:同幅引上げ	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1
	B:課税最低限同率引上げ	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9
	C:基礎控除額同率引上げ	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8
	D:引上げなし	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計 減税額	A:同幅引上げ	4.7	4.7	6.3	6.3	9.4	9.4
	B:課税最低限同率引上げ	4.5	4.5	6.1	6.1	9.2	9.2
	C:基礎控除額同率引上げ	4.4	4.4	6.0	6.0	9.1	9.1
	D:引上げなし	1.6	1.6	3.2	3.2	6.3	6.3

(注) 単身世帯または配偶者控除適用のない共働き世帯(子どもは16歳未満)の給与所得者を想定した。表示単位未満四捨五入。

(出所) 法令等をもとに大和総研作成

参考図表 4 : ④所得税課税最低限 73% (75 万円) 引上げの家計の減税額 (万円)

本人年収(万円)		200	300	500	600	800	1,000
所得税減税額(A～D共通)		2.8	3.8	5.8	7.7	15.3	15.3
住民税 減税額	A:同幅引上げ	6.0	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5
	B:課税最低限同率引上げ	6.0	7.1	7.1	7.1	7.1	7.1
	C:基礎控除額同率引上げ	6.0	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7
	D:引上げなし	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計 減税額	A:同幅引上げ	8.7	11.3	13.3	15.2	22.8	22.8
	B:課税最低限同率引上げ	8.7	10.9	12.9	14.8	22.4	22.4
	C:基礎控除額同率引上げ	8.7	10.5	12.5	14.4	22.0	22.0
	D:引上げなし	2.8	3.8	5.8	7.7	15.3	15.3

(注1) 単身世帯または配偶者控除適用のない共働き世帯(子どもは16歳未満)の給与所得者を想定した。表示単位未満四捨五入。

(注2) 年収200万円の世帯で、是枝俊悟・平石隆太「[課税最低限「103万円の壁」引上げによる家計と財政への影響試算\(第2版\)](#)」(前回レポート)と試算結果が若干異なる。これは前回レポートでは試算の簡略化のため住民税の課税ベースを所得税と同額と設定していたが、本レポートでは試算を精緻に行うため、所得税と住民税の課税ベースの差も考慮したためである。

(出所) 法令等をもとに大和総研作成

【以上】